

居住衛生設備規則

規則

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 規則 第 21 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 26 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2023 年 6 月 30 日 規則 第 21 号
居住衛生設備規則の一部を改正する規則

「居住衛生規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.4 制限荷重等の指定

-1.を次のように改める。

-1. 本会の検査を受け、これに合格した昇降機（はじめて荷重試験を行ったものに限る。）について、制限荷重及び定員（エスカレーターにあっては、制限荷重。以下同じ。）を指定し、昇降機制限荷重等指定書を交付する。検査の申込みは申込書（ELV-APP(J)）により行うこと。

附 則

1. この規則は、2023 年 6 月 30 日から施行する。

居住衛生設備規則検査要領

要
領

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 達 第 17 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 30 日 達 第 17 号
居住衛生設備規則検査要領の一部を改正する達

「居住衛生設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1.2 提出図面及びその他の書類

-2.(1)を次のように改める。

-2. 規則 2 編 2.1.2-2.に規定する「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。

- (1) 承認済図面及びその他の書類を用いて居住衛生設備を製造又は設置する場合には、
~~同型船に対する図面提出省略願申込書（書式例 2-2APP-SS-RES(J)）~~を 3 部提出すること。
(2)は省略

書式 2-2 を削る。

~~書式 2-2~~
~~(省略)~~

附 則

1. この達は、2023 年 6 月 30 日から施行する。